

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)2 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は、離婚の成立時に遅滞に陥る(令和 4 年 1 月 28 日最高裁)

参照条文:民法710条 キーワード:慰謝料 離婚 遅滞

【2】長男 Y に全財産を相続させ、Y は次男 X の生活を援助する旨の遺言につき、X は民法 1027 条により本件遺言の取消を求め、原審はその請求を認容したため Y が即時抗告したが、遺言取消は遺言者の意思にかなうものとは認められないとして X の申立を却下した事案(令和 2 年 6 月 11 日仙台高裁)

参照条文:民法1027条 キーワード:遺言取消 負担付遺贈, 遺言者の意思

【3】X は A と共に各氏を記載した婚姻届を提出したが民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号違反を理由に受理されなかったことにつき、各規定は(1)憲法 14 条 1 項, 24 条, (2)自由権規約及び(3)女子差別撤廃条約に違反しているとして国に対してした賠償請求が棄却された事案(令和 2 年 9 月 16 日広島高裁)

参照条文:民法 750 条 戸籍法 74 条 1 号 キーワード:国家賠償 夫婦別性 婚姻届

【4】X は A 車による衝突(第一事故), さらに B 車による轢過(第二事故)により死亡し、相続人 Y が AB 車双方の運転手及び車両所有者らに損害賠償を請求。原判決は第 2 事故と X 死亡との因果関係がないとし、これに対する Y の控訴も棄却された事例(令和 2 年 12 月 8 日福岡高裁)

参照条文:民法 719 条 1 項後段 キーワード:交通事故 因果関係 死亡

【5】駐車区画への後退進入車(運転者 X)と後続車(運転者 Y)の物損事故の過失割合が争われた事案の上告審で、双方の過失割合を Y:3, X:7 とした一審判断を相当とした(令和 3 年 2 月 10 日東京高裁)

参照条文:民法722条2項 キーワード:過失割合 交通事故 進行方向不注視

【6】宝飾品等の販売を行う株式会社 Y に対し判断能力が低下した高齢の X に過量かつ不必要な宝飾品等を繰返し販売したとして X が損害賠償を請求した事案で、Y の取引を違法としつつも X の過失割合 3 割を認め X の請求を一部認容(令和 2 年 1 月 29 日東京地裁)

参照条文:民法722条2項 キーワード:損害賠償 高齢者 高級品の販売

【7】宗教法人 Y の代表取締役兼責任役員 X が辞任願を提出したのち、宗教法人 A(Y の包括団体)の座主が X を解任したことから、X は解任前に辞任申請を撤回している等を理由に解任無効、地位の確認及び給与等の支払を求めたが X の請求を棄却した事案(令和 2 年 11 月 27 日長野地裁)

参照条文:宗教法人法18条1項, 同2項 キーワード:宗教法人 役員 解任

【8】詐欺グループにキャッシュカードを騙し取られ被害を受けた X が預貯金者保護法 5 条に基づく補填金支払請求をしたところ金融機関 Y が支払を拒否したため、X がその支払を求めた事案で、X には著しい注意欠如の状態が認められるとして請求を棄却(令和 3 年 2 月 19 日東京地裁)

参照条文:預貯金者保護法 5 条 キーワード:預貯金者保護法 補填金支払請求 詐欺

【9】医師であり病院を開設する X は、Y が管理運営する「Google マップ」上の感想・評価の口コミ投稿の記事

により名誉を毀損されたとして人格権に基づく妨害排除請求として同記事の削除を求めたが、受忍限度の範囲内として請求が棄却された事例(令和3年3月5日東京地裁)

参照条文:民法2条,198条,199条 キーワード:口コミ 名誉棄損 人格権

(知的財産)

【10】「hiahachi」を標準文字で表す商標について原告が登録を受けたことにつき、「HITACHI」の商標登録を受けている被告補助参加人の異議申立により特許庁がした取消決定の取消請求を他人の業務に係る商品と混同のおそれがあるとして棄却(令和4年1月27日知財高裁)

参照条文:商標法4条1項15号 キーワード:商標 混同のおそれ 社会通念上同一

【11】米国法人である控訴人が国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出できなかったことについて「正当な理由」があるとして期間経過後に提出したところ、特許庁長官が提出手続の却下処分をしたため本件却下処分の取消しを求めたが、本件控訴が棄却された事案(令和4年1月27日知財高裁)

参照条文:特許法184条の4第4項 キーワード:翻訳文提出 正当な理由 却下処分

【12】発明の名称を「片手支持可能な表示装置」とする特許訂正審判請求の不成立審決の取消訴訟に関して、訂正事項は新規事項を追加する訂正であるとして原告(特許権者)の訴えを棄却した事案(令和4年2月2日知財高裁)

参照条文:特許法126条1項ただし書各号 同条6項 同条7項 キーワード:新規事項を追加する訂正 不成立審決の取消訴訟 特許訂正審判

【13】原告商標権(「KENT」の欧文字)を有する原告が、被告に対し被告標章を付された被告商品(上段に「KENT」下段に「BROS.」を二段に配置)を販売等する行為は原告商標権を侵害すると主張して被告標章の使用の差止めを求め、原告の請求が認容された事例(令和4年1月31日東京地裁)

参照条文:商標法25条 キーワード:商標権 侵害 差止

(民事手続)

【14】Xは債務者Yとの定期建物賃貸借契約に基づく未払賃料等の請求権を同契約に係る公正証書が執行力のある債務名義であるとして債権差押命令の発令を申立てたところ原審は上記申立てを却下、これを不服として執行抗告を申立てたが棄却された事例(令和3年3月31日東京高裁)

参照条文:民事執行法22条5号 キーワード:公正証書 執行認諾文言 債権差押命令

(刑事法)

【15】被告人がコインハイブによるマイニングを導入するために本件プログラムコードをサーバに保管した行為につき不正指令電磁的記録保管罪に問われた。第1審判決は無罪、原判決は第1審判決を破棄し罰金10万円に処したが、本判決は第1審判決を是認し控訴を棄却(令和4年1月20日最高裁)

参照条文:刑法168条の3 キーワード:マイニング 不正指令電磁記録保管罪 コインハブ

【16】共謀者が被害者にうそを述べた上で、金融庁職員になりすました被告人がキャッシュカードの窃取を目的に被害者宅へ向かう途中で逮捕された案。被告人には窃盗罪の実行の着手が既にあったと認められるとして、窃盗未遂罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判断は正当として上告を棄却(令和4年2月14日最高裁)

参照条文:刑法43条 キーワード:キャッシュカードすり替え なりすまし 実行の着手

【17】執刀医が乳腺腫瘍摘出手術後の患者Aの乳首をなめるなどしたとして準強制わいせつ罪で起訴された事案。第1審判決は無罪、原判決は被告人を懲役2年に処した。本判決は改めてAの証言の信用性を判断させるため原判決を破棄し本件を高等裁判所に差戻した(令和4年2月18日最高裁)

参照条文:刑事訴訟法411条,413条 キーワード:せん妄 DNA鑑定

【18】任意取調中の被疑者と速やかな接見を認めらなかった弁護人となろうとする者が、検察官の違法な措置に慰謝料等の支払を求めた事案。原審は、捜査機関は任意の取調に際しその継続を理由に接見を拒めないとし

て請求の一部を認容。控訴審も原判決の結論を相当とした(令和3年6月16日東京高裁)

参照条文:刑法30条,39条 国家賠償法1条1項 キーワード:任意の取調べ 弁護人となろうとする者 接見

(公法)

【19】あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律19条1項(あん摩マッサージ指圧師のうち視覚障害者以外の者の人数制限,及びそのため部分的に承認制度を採用している規定)は憲法22条1項に違反しないと判示(令和4年2月7日最高裁)

参照条文:憲法22条1項 キーワード:あん摩マッサージ指圧師 公共の利益 裁量の範囲

【20】大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号)2条,5条~10条による表現の自由の制限は,合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものというべきであり,また過度に広範であるともいえないことから憲法21条1項に違反しないと判示(令和4年2月15日最高裁)

参照条文:憲法21条1項 キーワード:ヘイトスピーチ 表現の自由 条例

【21】憲法53条後段に基づく臨時会召集要求権は国会と内閣の機関相互間の権限の問題であり,個別の国会議員が,召集要求自体において憲法上保障され又は保護されている権利利益を有しないと判示(令和4年1月27日広島高裁)

参照条文:憲法53条後段 国家賠償法1条1項 キーワード:臨時国会召集要求権

【22】令和3年10月の衆議院議員選挙の徳島県第1区・第2区,香川県第1区~第3区,愛媛県第1区~第4区,高知県第1区・第2区における各選挙無効が争われた事案。違憲状態が認められるとしながらも,選挙区割改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるとはいえないとして原告請求は棄却(令和4年2月1日高松高裁)

参照条文:憲法14条 キーワード:衆院選 一票の格差 高松高裁

【23】令和3年10月の衆議院選挙の宮城県第1区~第6区,福島県第1区~第5区,山形県第1区~第3区,岩手県第1区~第3区,青森県第1区~第3区各選挙無効が争われた事案。本判決は平成29年選挙時におけるのと同様憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないと判示(令和4年2月8日仙台高裁)

参照条文:憲法14条 キーワード:衆院選 一票の格差 仙台高裁

【24】令和3年10月に行われた衆議院(小選挙区)議員選挙の岡山県第1区ないし第5区における選挙無効が争われた事案。広島高裁岡山支部は「本件区割規定の定める本件選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとまでいうことはできない」と判示(令和4年2月10日広島高裁)

参照条文:憲法14条 キーワード:衆院選 一票の格差 広島高裁岡山支部

【25】X 運営の商品販売用ウェブサイトにおいて「参考価格」を見え消しにして実際の販売価格がこれに比して安いかのよう有利誤認表示をしたとする消費者庁長官の景表法7条1項の規定に基づく命令について,Xがその取消を求めたが,不当表示に該当するとされた事例(令和1年11月15日東京地裁)

参照条文:不当景品類及び不当表示防止法7条1項 キーワード:参考価格 有利誤認 不当表示

【26】原告らがマイナンバーの収集,保管,利用及び提供等の制度はプライバシー権等を侵害し憲法13条に違反するとして国に対しマイナンバーの収集等の差止,国が保有する原告らのマイナンバーの削除及び損害賠償を求めたところ原告らの請求が棄却された事例(令和2年6月15日福岡地裁)

参照条文:憲法13条 キーワード:マイナンバー プライバシー権

【27】Xらは元号の制定が憲法13条に定める人格権を侵害する等として,元号を改める政令の制定行為の差止,無効確認,通達「元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」の発出行為の無効確認を求めたが,本件政令は行政処分にあらず本件通達は元号使用を国民に義務付けるものではないとして訴えを却下(令和2年10月5日東京地裁)

参照条文:元号法 憲法 13 条 キーワード:元号制定 人格権

【28】児童相談所所長が夫婦(原告ら)の子を児童養護施設に入所させ面会通信制限を継続したことにつき違法な面会制限により精神的苦痛を受けたとして原告らが児相を管轄する県に慰謝料請求した事案。虐待を行っていた父親の請求を棄却, 母親の請求を一部認容した(令和 3 年 3 月 3 日宇都宮地裁)

参照条文:児童福祉法 国家賠償法 キーワード:児童相談所 面会通信制限 行政指導 (社会法)

【29】Y と有期労働契約を締結し雇止めをされた X が, 労契法 19 条 1 号又は 2 号の要件を満たしていると主張して労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び雇止め後の賃金の支払を求めたが, 本判決は同 1 号, 2 号の該当性を否定し X の請求を棄却(令和 2 年 10 月 1 日東京地裁)

参照条文:労働契約法 19 条 1 号, 2 号 キーワード:雇止め 更新処理 合理的な期待

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 4 年 1 月 28 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1765 号 離婚等請求本訴,同反訴事件(破棄自判・一部棄却・一部却下)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/090885_hanrei.pdf

(裁判要旨)

離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は,離婚の成立時に遅滞に陥る。

(理由)

離婚に伴う慰謝料請求は,夫婦の一方が,他方に対し,その有責行為により離婚をやむなくされ精神的苦痛を被ったことを理由として損害の賠償を求めるものであり,このような損害は,離婚が成立して初めて評価されるものであるから,その請求権は,当該夫婦の離婚の成立により発生するものと解すべきである。そして,不法行為による損害賠償債務は,損害の発生と同時に,何らの催告を要することなく,遅滞に陥るものである(最高裁昭和 34 年(オ)第 117 号同 37 年 9 月 4 日第三小法廷判決・民集 16 巻 9 号 1834 頁参照)。

【2】仙台高決令和 2 年 6 月 11 日 判例時報 2503 号 13 頁

令和 2 年(ラ)第 17 号 負担付遺言取消申立ての審判に対する即時抗告事件(取消・申立て却下(確定))

本件は,X(二男)と Y(長男)の父が遺言公正証書で,一切の財産を Y に相続させるとともに,この相続の負担として,Y が X の生活を援助するとの負担付遺言をし,父は,X に生活費の援助として最低でも月額 3 万円を送金し,父の死後は,Y が引き続き月額 3 万円を送金していたが,平成 29 年 5 月以降,義務の履行がなくなったとして,X は,民法 1027 条により本件遺言の取消を求め,原審は,本件遺言を取り消す旨の審判をし,これに対し Y が即時抗告した事案である。

本決定は,本件遺言により,Y には,X の生活を援助すること,すなわち,少なくとも月額 3 万円を援助する義務があることを認めたが,他方で,本件遺言の定める負担の内容が必ずしも明らかとはいえないこと,Y と X は余り交流がなく Y には X の病状や収支状況を十分把握する術がなかったこと,Y は,経済的援助の支払を命じられた場合には支払う意思があることを本件申立て直後から表明していること,父は,長年の闘病生活を送ってきた X の財産管理能力に疑念を抱き,本件遺言をしたものと推認されること等から,Y に負担の不履行があるとしても,直ちに本件遺言を取り消すことが遺言者の意思にかなうものとは認められないとして,原審を取り消し,X の申立てを却下した。

【3】広島高判令和 2 年 9 月 16 日 判例タイムズ 1491 号 97 頁

令和元年(ネ)第 365 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,上告,上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/759/089759_hanrei.pdf

X は夫となるべき者 A と共に各氏を記載した婚姻届を提出したが,民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号違反を理由に受理されなかったため,各規定は(1)憲法 14 条 1 項,24 条,(2)自由権規約及び(3)女子差別撤廃条約に違反し,夫婦別氏制という選択肢を設けない立法不作為は違法であるとして国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料の支払を求めた。本判決は,(1)夫婦同氏制は長く社会に定着しており変容させることに対しては慎重に考える必要があること,氏は家族を構成する一員であることを対外的に公示する機能を有しており,嫡出子であることを示すための仕組み確保することにも一定の意義があること,いずれの氏を称するかは夫婦になろうとする者の協議に委ねられていること等から,婚姻を事実上不当に制約するとまではいえないので 24 条に違反せず,法律婚をした夫婦と比較して利益を享受できないとしても 14 条 1 項に違反しない,(2)自由権規約は婚姻前の氏の使用の保持について明示的に言及するものではなく,この点に言及した人権委員会の一般的意見は締約国の条約解釈を法的に拘束するものではないので違反しない,(3)女子差別撤廃条約は直接個々の国民に権

利を付与する形式ではなく、国内法を通じてその権利を確保することが予定されており、その内容も具体的な権利内容が一義的かつ明確に定められたものとはいえず、勧告に従った改廃を行わないことも直ちに条約違反になるものではないので違反しないとした。

【4】福岡高判令和 2 年 12 月 8 日 判例タイムズ 1491 号 81 頁

令和 2 年(ネ)第 411 号,令和 2 年(ネ)第 547 号 損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件(控訴棄却,確定)

X は自転車で車道を走行中に中型貨物自動車 A 車に背後から衝突され約 28.1m 跳ね飛び道路上に転倒し、その 8~9 分後に別の中型自動車 B 車に頭部を轢過され死亡した。相続人 Y は AB 車双方の運転手及び車両所有者らに対し、連帯して損害賠償を求めた。

原判決は第 2 事故発生時に被害者が生存していた可能性があるとは認められないとして共同不法行為の成立を否定したことから、Y が、第 2 事故発生時まで被害者が死亡していたこと(第 2 事故と死亡とに因果関係がないこと)について B 車運転手らが立証責任を負うことを前提に控訴した。

本判決は、本件は第 1 事故と第 2 事故が区別でき、後者は前者がなければ生じていないという条件関係があり、その意味では A 車運転手に損害全部につき責任を負うので加害者不明の場合の被害者保護を目的とする民法 719 条 1 項後段の本来的な適用場面ではないが、被害者保護の観点から類推適用することができることとした上で、要件として、類推適用を求める者が「被害者が第 2 事故によって死亡した可能性があること」を立証する必要があるとし、本件ではそのような可能性は認められないとして控訴を棄却した。

【5】東京高判令和 3 年 2 月 10 日 判例時報 2503 号 19 頁

令和 2 年(ツ)第 72 号 損害賠償請求上告事件(変更)

本件は、スーパーマーケット附設の青空駐車場の公道から出入口に接した場所において、駐車区画への後退進入車(X 車)の後部右側と公道から駐車場に進入して入口付近の通路で停止していた後続車(Y 車)の前部右側が衝突するという物損事故が生じ、X が Y 車の運転者 Y1 に対し、修理費用相当額及び弁護士費用を求める事件と Y 車の所有者 Y2 が X に対して、修理費用相当額及び弁護士費用を求める事件が併合審理された事案であり、一審(簡裁)は、双方主張の損害を認めた上で、過失割合について Y1 を 3 割、X を 7 割と判断、全当事者が控訴した控訴審は、Y1 を 7 割、X を 3 割と判断し、Y1 及び Y2 が上告したのが本件である。

本判決は、過失相殺率の標準的認定基準における駐車場内の事故は、駐車場内のうち公道の通行の安全に影響のないエリアを指すものであって、本件のように公道への出入口から数メートルの地点における事故とは前提を異にし、Y1 は、X の駐車動作を妨げないことのみならず、公道上の交通安全(自車の車体後部を公道上に残さない)にも配慮しなければならない状態にあったこと等から、X、Y1 双方に過失があるが、本件事故の最大の原因が後退動作中の X の進行方向不注視にあることは明らかであるとして、双方の過失割合は、一審が判示した X が 7 割、Y1 が 3 割とするのが相当であるとして原判決を破棄し、自判(双方の控訴及び附帯控訴を棄却)した。

【6】東京地判令和 2 年 1 月 29 日 判例時報 2503 号 33 頁

平成 29 年(ワ)第 24896 号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴,和解))

本件は、X(男性,昭和 7 年生れ)が、宝飾品等の販売を行う株式会社 Y に対し、Y は、平成 21 年 2 月から 28 年 3 月までの間、判断能力が低下した高齢の X に過量かつ不必要な宝飾品等を繰り返し販売したとして、不法行為に基づく損害賠償として 6042 万円余り(平成 21 年 2 月から 28 年 3 月までの代金支払済額及び弁護士費用)の支払を求めた事案である。

本判決は、X は、平成 25 年 12 月時点では、高額な取引をするために必要な判断能力が既に相当程度低下しており、Y の B 店店長及び X の担当 C は、平成 25 年 12 月までにはその事実を認識し、又は容易に認識し得

たのであるから、Y は、社会通念に照らし、信義則上、X との取引を一旦中断すべき注意義務を負っていたとし、Y が中断せず取引を継続したことは不法行為法上違法と評価されるべきものとしたが、X は、X の長男 A に相談できたこと、A は、平成 21 年には X が住む母屋と同敷地内の離れに転居し、X の生活状況を認識しており、損害の拡大を阻止することができる立場にあったこと等から、X 及び A の落ち度は被害者側の過失として考慮すべきとし、過失割合 3 割を認め、1260 万円余り(平成 25 年 12 月以降の代金支払済額を過失相殺した金額及び弁護士費用)の限度で請求を認めた。

**【7】長野地判令和 2 年 11 月 27 日 判例時報 2502 号 43 頁
平成 30 年(ワ)第 134 号 地位確認等請求事件(棄却(控訴))**

宗教法人 Y の代表取締役兼責任役員となっていた X が辞任願を提出し、宗教法人 A(Y の包括団体)の座主(A の宗教的象徴)が X を Y の住職から解任した。X は、座主の解任前に辞任願による辞任申請を撤回していること等を理由に解任無効を主張し、地位の確認及び給与等の支払を Y に求めた事案。

本判決は、辞任の申請や撤回は住職の自由な意思に委ねられており、座主により解任がされるまでの間は、信義に反するような特段の事情のない限り、辞任の申請を撤回することができるが、本件では特段の事情があるため、認められないとして、X の請求を棄却した。

**【8】東京地判令和 3 年 2 月 19 日 金法 2178 号 92 頁
令和元年(ワ)第 26797 号 補てん金請求事件(請求棄却)**

X は、平成 31 年 2 月 19 日午後 1 時頃、自宅において 1 人で過ごしていたところ、自称警察官 C から、電話で、偽造された X のキャッシュカードを用いて預金が引き出されたため、キャッシュカードを調べるので、X が預金口座を開いている金融機関名、当該口座の口座番号および暗証番号を教えるよう告げられるなどし、C に対し、X が口座開設していた A、B、Y の各金融機関名、各口座の口座番号および暗証番号を知らせた。その後の同日午後 3 時頃、X は、自宅を訪れた自称警察官 D から、自宅玄関先において、白い封筒を差し出され、上記金融機関 3 社のキャッシュカードを封入して封筒に保管しておくよう告げられ、当該各カードを当該封筒に入れたが、さらに、D から、当該封筒に捺印をするよう告げられ、D のいる自宅玄関先に当該封筒を置いたまま、印鑑を取り出すため自宅居室に赴き、その際に、D により、当該封筒を別の封筒にすり替えられた。

上記各口座から、上記各カードを用いて、平成 31 年 2 月 19 日から同月 20 日までに、現金自動支払機により、Y の口座から 200 万 756 円、A の口座から 50 万 108 円、B の口座から 95 万 9432 円が払い戻された。

X は預貯金者保護法 5 条に基づく補てん金支払い請求をしたところ、A 及び B は X に対しそれぞれ上記払い戻しの 4 分の 3 に相当する金額を支払ったが、Y は上記払い戻しが X の「重大な過失」により行われたとして、支払を拒否した。そこで、X が Y に対し、上記補てん金の支払を求めて訴訟を提起した。

本判決は、預貯金者保護法 5 条 3 項 1 号イの「重大な過失」とは、預貯金者において、真正カード等の管理、暗証番号の管理等に関し、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、自らの預貯金等契約に係る預金口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに漫然とこれを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態をいうものと解されるところ、本件の事実関係のもとでは、X は、わずかの注意さえすれば、Y の口座のキャッシュカードに係る同口座からの機械式預貯金払戻しが行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態、すなわち「重大な過失」が認められると判示した。

**【9】東京地判令和 3 年 3 月 5 日 判例タイムズ 1491 号 191 頁
令和 2 年(ワ)第 3663 号 投稿記事削除請求事件(請求棄却,控訴)**

医師であり病院を開設する X は、Y が管理運営する「Google マップ」上の感想・評価等の口コミ投稿の記事により名誉を毀損されたとして人格権に基づく妨害排除請求として同記事の削除を求めた。

本判決は、社会的評価を低下させたか否かは一般の閲覧者の注意と読み方を基準として判断すべきであり、病院や医師の口コミは不特定多数の患者が治療を受けるべき病院や医師を選択するのに資する貴重な情報原であり、名誉毀損というためには社会的評価の低下の程度が受忍限度を超えることを要するとした上で、通常本件のような口コミサイトの閲覧者は他の記事も閲覧し肯定的な評価と否定的な評価を総合して情報を得ていること等を考慮すべきとし、本件の記事(普通であればこのシーズンでインフルエンザの検査を真っ先に勧める筈が全くそんな気配はなく変な調合ドリンクを 1 本渡された、怪しい調合ドリンクのせいで目眩と吐き気で体調は最悪だった、本当にヤブ医者、目眩が酷いので違う咳止め薬を下さいとお願いしたのに副作用として目眩が記載されている咳止めの一覧を見せられた、といった記載内容のもの)について、いずれも、投稿者の主観的な評価や推測に過ぎないか、閲覧者においても真に受けるとは限らない等、社会的評価の低下の程度は受忍限度の範囲内であるとし、請求を棄却した。

(知的財産)

【10】知財高判令和 4 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10092 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/898/090898_hanrei.pdf

「hihachi」の欧文字を標準文字で表し、指定商品を「家庭用電熱用品類」等とする商標(本件商標)について原告が登録を受けたので、「HITACHI」の欧文字を標準文字で表したものの(引用商標)につき商標登録を受けている被告補助参加人が、本件商標について異議申立てをしたところ、特許庁が取消決定(本件決定)をしたので、原告が、本件決定の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

本件商標及び引用商標は、観念において類似するものではないものの、外観及び称呼が互いに相紛らわしいものであるというべきである。そして、本件商標及び引用商標に係る需要者には一般消費者が含まれるものであるところ、一般消費者が通常有する注意力を踏まえると、外観及び称呼が互いに相紛らわしい両商標を取り違えることは十分にあり得るといえることからすれば、両商標の類似性の程度は、相当程度高いというべきである。

これに対し、原告は、引用商標の取引の実情に関して、商標中の大文字のアルファベットを小文字表記に変えて使用することなどは全く行われておらず、このことは引用商標においても同様である旨主張する。

しかしながら、アルファベットからなる商標の使用においては、その構成文字について、大文字と小文字とを相互に変換して表記することが一般に行われているといえる。また、商標法においても、商標登録の取消しの審判について、登録商標と社会通念上同一と認められる商標の使用を証明することによって商標登録の取消しを免れることができる旨が規定されている(商標法 50 条 1 項、2 項、38 条 5 項)。これらの事情を考慮すると、商標中の大文字のアルファベットを小文字表記に変えて使用することが全く行われていないということとはできない。以上によれば、原告の上記主張は採用することができない。

そして、本件商標の指定商品の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として総合的に考慮すると、注意力がそれほど高いとはいえない一般消費者が、被告補助参加人及びそのグループ会社の業務に係る商品及び役務を表示するものとして極めて高い周知著名性を有する引用商標に相当程度類似し、取り扱う商品も密接に関連する本件商標が付された商品に接した場合には、当該商品が被告補助参加人及びそのグループ会社の業務に係る商品であると混同するおそれがあるというべきである。

以上によれば、本件商標は、引用商標との関係において、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標であり、商標法 4 条 1 項 15 号に該当するものと認められる。そうすると、本件商標の商標登録を取り消すべきであるとした本件決定の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

【11】知財高判令和 4 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 3 年(行コ)第 10001 号 手続却下処分取消等請求控訴事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/886/090886_hanrei.pdf

米国法人である控訴人が、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかったことについて「正当な理由」があるとして期間経過後に提出したところ、特許庁長官が提出手続の却下処分をしたため、本件却下処分の取消しを求めた事案であって、期限管理体制として相応の措置を採ったこと等を主張したが、本件控訴が棄却された事案。

控訴人は、控訴人から本件国際出願の委任を受けた本件特許事務所では、特許期限管理システム「IP マネージャー」を使用し、経験豊富な補助者(A, B 及び C)を起用するなど期間徒過が生じることがないようにするための期限管理体制が採用されていたが、本件期間徒過は、本件国際出願の期限前日である平成 28 年 9 月 21 日、本件国際出願の出願書類の準備と本件国際出願用の新たな期限管理ファイル(本件期限管理ファイル)作成の作業が並行して行われるという緊急事態の状況下で、A が錯誤により本件期限管理ファイルに本件国際出願の基礎出願の優先日を誤入力し、優先日の入力に対する B 及び C によるダブルチェックが働かず、A の誤入力が見過ごされた結果、IP マネージャーによって誤った優先日に基づいて誤った国内移行の移行期限が自動作成され、それに気づかなかったことが重なって偶発的に起きた事象であり、このような特殊な事態に起因する複数の補助者による偶発的な確認ミス等は予測可能であるといえないから、上記期限管理体制は、特許庁のガイドラインの「相応の措置」(状況に応じて必要とされるしかるべき措置)に該当し、本件期間徒過を回避することができなかつたことについて「正当な理由」があるというべきである旨主張する。

しかしながら、IP マネージャーの期限管理ファイルの「基礎出願」欄に優先日として優先権を主張する基礎出願の出願日を正確に入力することは、控訴人から委任を受けた本件特許事務所の基本的な業務であり、これを正確に入力する必要性が高いことは明らかであること、本件においては、国際出願手続及び各国への国内移行手続を担当する C から、ドケット管理部署に所属する A への連絡が適切ではなかつたこと、本件期限管理ファイルを作成した A は本件国際出願に係る優先日として米国特許仮出願 1 及び 2 のいずれの出願日を入力すべきであることを十分に確認することなく誤った優先日を入力(本件誤入力)したこと、本件国際出願の際の D 弁護士等によるチェック、本件国際出願後の B によるチェック及び本件国内移行期限管理ファイル作成の際のドケット管理部署による優先日の事後的なチェックがいずれも行われなかつたか、不十分であったことによつて本件期間徒過が発生したことが認められる。

また、本件国際出願の期限の前日に、本件国際出願の出願書類の準備と本件国際出願用の新たな期限管理ファイル(本件期限管理ファイル)作成の作業を並行して行うことが、緊急事態であるということも、特殊な事態であるということもできないし、本件国際出願を期限に余裕をもって行えば、このような事態に至ることを回避することも可能であつたものである。

さらに、A の本件誤入力は、本件期限管理ファイルへ優先日として米国特許仮出願 1 の出願日を入力すべきであつたのに、米国特許仮出願 2 の出願日をと入力したという単純なミスであり、D 弁護士等、B 又はドケット管理部署が、通常の注意力をもって、他の資料等と照合してダブルチェックを行えば、容易に発見することができたものと認められる。そうすると、控訴人から委任を受けた本件特許事務所の担当弁護士や補助者事務員が本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたものと認められないから、控訴人において、本件期間徒過を回避することができなかつたことについて「正当な理由」(法 184 条の 4 第 4 項)があるものと認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

【12】知財高判令和4年2月2日 裁判所 HP

令和3年(行ケ)第10037号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/896/090896_hanrei.pdf

発明の名称を「片手支持可能な表示装置」とする特許訂正審判請求の不成立審決の取消訴訟であって、原告である特許権者が、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起したが、訂正事項は新規事項を追加する訂正であるとして、原告の訴えを棄却した事案。

訂正前明細書の記載を全体的に総合して観察すると、訂正前発明における「固定」には、摩擦力やチルト機構等を用い所定量以上の力を加えることによって状態の変更が可能な「半固定」と、ストッパ等を用い回動を停止させる「一時的に固定」の2種類が存在し、時に「半固定」と「一時的に固定」とを混然と使用する箇所もないではないが、これらを使い分けていることが理解できるし、これらが概念的に異なるものであることはその性質上も明らかである。

このことを考慮して、訂正前発明1の構成をみると、2つの表示板を約120度から約170度までの範囲内のいずれかの角度に「ストッパにより」「固定する」構成eの中間左右見開き固定手段は、「一時的に固定」する手段であり、2つの表示板を「摩擦力により」「保持する」構成Cの任意角度保持手段は「半固定」をする手段であることは明らかであり、両者は異なる固定手段を用いる別な手段であることが当然に理解できる。したがって、構成eの中間左右見開き固定手段の構成を基にして、任意角度保持手段について「任意の角度」を約120度から約170度までの範囲内のいずれかの角度を意味するなど限定して解釈する根拠はないこととなり、任意角度保持手段の「任意の角度」は通常の意味に従い、0度から360度の範囲が含まれると理解すべきものである。

以上からすると、訂正事項1-4は、訂正前発明に、2つの表示板を0度から最大見開き角度までの任意の角度とすることができ、最大見開き角度が約180度を超えるものを包含するよう訂正するものとなるところ、このような構成は訂正前明細書には記載されていない。

したがって、訂正事項1-4は、訂正前の明細書の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるとはいえない。

【13】東京地判令和4年1月31日 裁判所 HP

令和2年(ワ)第1160号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/919/090919_hanrei.pdf

原告商標権を有する原告が、被告に対し、被告標章を付された被告商品を販売等する行為は原告商標権を侵害すると主張して、被告標章の使用の差止めを求めた事案。原告商標権は、「KENT」の欧文文字を横書きで書くなり、被服等を指定商品とするものであった。被告標章は、上段に「KENT」、下段に「BROS.」を、二段に配して成る結合商標であって、被告は被告標章を被服(被告商品)に付して販売等した。

欧文文字は左から右に順次目線を移して読解するものであるから、二段以上にまたがって欧文文字が配された場合には、横一列に配された場合と比較して結合の度合いは弱くなる。そうすると、被告標章においては、そもそも「KENT」と「BROS.」の結合の度合いが弱い上、「KENT」に対応する「Kent」ブランドが商品の出所識別標識として相当強い印象を与え得ることからして、被告標章の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められず、上段の「KENT」を分離観察することができる。その結果、被告標章については、「ケント」との称呼及び「Kent」ブランドの商品の観念が生じるものと認められる。

そして、被告標章の外観を原告登録商標の外観と比較すると、被告標章の上段と原告登録商標はいずれも「KENT」と記載されている点において共通し、両者の外観は類似している。加えて、観念及び称呼は両者において共通である。そうすると、被告標章と原告登録商標は類似しているものと認めることができる。

被告は、被告がその使用する標章について商標登録している場合には、その登録商標と同一の標章を適法に使用し得る権利を有することとなるとして、上記の場合に該当することを、抗弁として主張し、また、使用標章が登録商標と全く同一でなくとも、取引の実情に鑑みて社会通念上同一と認識されるものであれば、上記の抗弁が成り立つものと主張している。

しかし、被告登録商標は、上段に「KENT BROS.」という欧文文字を、下段に「ケントブロス」という片仮名を二段に配して成るものである。これに対し、被告標章は、「KENT」と「BROS.」が横一列ではなく二段に配して成る点、「ケントブロス」というカタカナを含まない点において外観上相違することに照らせば、被告標章と被告登録商標が、取引の実情に鑑みて社会通念上同一と認識されるということとはできない。したがって、仮に、本件において、被告が主張する登録商標使用の抗弁の適用があり得るとしても、被告商品に被告標章を使用する行為について、これが被告登録商標の専用権の範囲内の使用に当たるとは認められないから、上記抗弁は理由がない。

以上から、本判決は、原告の請求を認容した。

(民事手続)

【14】東京高決令和 3 年 3 月 31 日 金法 2179 号 70 頁

令和 2 年(ラ)第 2089 号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

X は債権者として、債務者 Y との間の定期建物賃貸借契約に基づく未払賃料等の請求権を請求債権とし、同契約に係る公正証書が執行力のある債務名義であるとして、債権差押命令の発令を申し立てたところ、原審は、本件公正証書について、(1)Y が X に対して金銭を支払う旨の給付約束文言がない、(2)仮に給付約束文言があるとしても、Y から X に対する支払方法が一義的に定まっているとはいえないとして、上記申立てを却下したため、これを不服として執行抗告を申し立てた。

本決定は、債務名義は、適切迅速な執行を実現するため、私法上の給付請求権の給付内容が具体的に特定され、かつ、給付命令又は給付約束文言が表示されることにより、どの請求権が執行力を有するかが一義的に明確であることを要すると述べた上で、本件公正証書には、上記賃料等について「支払う」との明確な文言がないとして、給付約束文言がないことを認定し、X の執行抗告を棄却した。

(刑事法)

【15】最三判令和 4 年 1 月 20 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 457 号 不正指令電磁的記録保管被告事件(原判決破棄,控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/869/090869_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、X(インターネット上のウェブサイト)の収入源としてコインハイブ(閲覧者の同意を得ることなく電子計算機を使用してマイニング 仮想通貨の取引履歴の承認作業の演算を行って仮想通貨を得ること を行わせる Coinhive というウェブサービス)によるマイニングの仕組みを導入するために本件プログラムコードをサーバコンピュータに保管した行為について、不正指令電磁的記録保管罪に問われた。第 1 審判決は被告人に無罪を言渡し、原判決は第 1 審判決を破棄し、被告人を罰金 10 万円に処した。

(判旨)

同罪にいう不正性は、電子計算機による情報処理に対する社会一般の信頼を保護し、電子計算機の社会的機能を保護する観点から、社会的に許容し得ないプログラムについて肯定されるものであり、当該プログラムの動作の内容に加え、その動作が電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響の有無・程度、当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある。

本件において、電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響は、X 閲覧中に閲覧者の電子計算機の中央処理装置を一定程度使用することにとどまり、使用の程度も閲覧者の電子計算機の消費電力が若

干増加したり中央処理装置の処理速度が遅くなったりするが、閲覧者がその変化に気づくほどのものではなかったと認められる。本件プログラムコードは、社会的に受容されている広告表示プログラムと比較しても、閲覧者の電子計算機の機能や電子計算機の情報処理に与える影響において優位な差異は認められず、事前の同意を得ることなく実行され、閲覧中に閲覧者の電子計算機を一定程度使用するという利用方法も同様であって、これらの点は社会的に許容し得る範囲内である。マイニング自体は、仮想通貨の信頼性を確保するための仕組みであり、社会的に許容し得ないものとはいえない。以上より、本件プログラムコードは社会的に許容し得ないものとはいえず、不正性は認められず、不正指令電磁的記録とはいえない。

よって、原判決は破棄することとし、被告人を無罪とした第 1 審判決は是認することができるから、控訴は棄却する。

【16】最三決令和 4 年 2 月 14 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 1087 号 窃盗,窃盗未遂被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/925/090925_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、警察官になりすました氏名不詳者と共謀の上、金融庁職員になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、氏名不詳者が被害者宅に電話をかけ、詐欺被害を防止するため、金融庁職員が持参した封筒にキャッシュカードを入れて保管する必要がある旨うそを言い、金融庁職員になりすました被告人が、被害者をして、キャッシュカードを封筒に入れさせた上、同封筒を別の封筒とすり替えて同キャッシュカードを窃取するため、被害者宅付近まで赴いたが、警察官の尾行に気づいて断念し、その目的を遂げなかった行為について、窃盗未遂罪で起訴された。

弁護人は、被告人が、窃盗の目的物であるキャッシュカードを入れた封筒を封印する必要があるとうそを言い、被害者に印鑑を取りに行かせるよう仕向ける行為、すなわち、キャッシュカードから目を離させる行為が、キャッシュカードに対する事実上の支配を侵害する現実的・具体的危険性のある行為となるから、この行為をする前は窃盗未遂罪は成立しないと主張し、上告した。

(判旨)

被告人が被害者に対して印鑑を取りに行かせるなどしてキャッシュカード入りの封筒から注意をそらすための行為をしていないとしても、本件うそ(氏名不詳者の被害者に対する文言である「詐欺の被害に逢っている可能性があります。」「被害額を返します。」「それにはキャッシュカードが必要です。」「金融庁職員があなたの家に向かっています。」「これ以上の被害が出ないように、口座を凍結します。」「金融庁職員が準備する封筒の中にキャッシュカードを入れて下さい。」「金融庁職員がその場でキャッシュカードを確認します。」)が述べられ、被告人が被害者宅付近路の上まで赴いた時点で窃盗罪の実行の着手が既にあったと認められる。よって、窃盗未遂罪の成立を認めた第 1 審判決を是認した原判断は正当であるから、上告を棄却する。

【17】最三判令和 4 年 2 月 18 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 1026 号 準強制わいせつ被告事件(原判決破棄,差戻し)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/090933_hanrei.pdf

(事案)

被告人(外科医)は、自身が執刀した左乳腺腫瘍摘出手術患者 A が手術後の診察を受けるものと誤診して抗拒不能の状態にあることを利用し、同人にわいせつな行為をしようと考え、病室内ベッドに横たわる A に対し、その着衣をめくって左乳房を露出させた上、その乳首をなめるなどし、もって A の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした行為において、準強制わいせつ罪で起訴された。

第 1 審判決は、A はせん妄に伴う幻覚を体験していた可能性があり、本件アミラーゼ鑑定・本件定量検査(A の

左乳首付近をふき取ったガーゼの DNA 鑑定)の結果も A の証言の信用性を補強する証明力は有しないと見て、被告人に無罪を言い渡した。原判決は、同罪を認めて被告人を懲役 2 年に処した。

(判旨)

A の証言の信用性判断において重要となる本件定量検査の結果の信頼性については、未だ明確でない部分があり、それにもかかわらず、この点について審理を尽くすことなく、A の証言に本件アミラーゼ鑑定・定量検査等の証拠を総合すれば被告人が控訴事実のとおりのおいせつ行為をしたと認められるとした原判決には審理不
尽の違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するというべきである。

よって、刑訴法 411 条 1 号により原判決を破棄し、同法 413 条本文に従い、専門的知見を踏まえ、本件定量検査に関する上記の疑問点を解明して本件定量検査の結果がどの程度の範囲で信頼し得る数値であるのかを明らかにした上で、本件定量検査の結果を始めとする客観的証拠に照らし、改めて A の証言の信用性を判断させるため、原判決を破棄し、本件を高等裁判所に差し戻すこととする。

【18】東京高判令和 3 年 6 月 16 日 判例時報 2501 号 104 頁

令和 2 年(ネ)第 4145 号・令和 3 年(ネ)第 521 号 損害賠償請求控訴,同附带控訴事件(控訴棄却(確定))

検察庁において任意の取調べを受けていた被疑者の妻からの依頼により被疑者の弁護士となろうとする者(弁護士,原審原告,被控訴人兼附带控訴人)が,被疑者との接見を求めたにもかかわらず,これを速やかに許さなかった検察官の違法な措置により,精神的苦痛を被ったと主張して,国(控訴人兼附带被控訴人)に対し,国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料 200 万円及び遅延損害金の支払を求めた事案。検察官が,弁護士が本当に被疑者の妻から依頼を受けた者かどうか(弁護士となろうとする者の資格等)を確認できないとして応じず,被疑者への意思確認もせず,その間の取調べにより被疑者の自白調書が作成された経過がある。

原審(東京地裁令和 2 年 11 月 13 日判決・判例時報 2501 号 112 頁掲載)は,社会通念上相当と認められる範囲を越えて弁護士等の来訪を被疑者に伝えず,その結果,速やかに弁護士等との面会が実現されなかった場合には,当該捜査機関の行為は,弁護士等の弁護活動を阻害するものとして違法と評価されると判示した上で,取調官が自白調書を作成したことは,少なくとも弁護士の立場からすれば取調べの終了前の接見等の機会を奪われたものに等しく,そもそも捜査機関は任意の取調べに際し取調べの継続を理由として接見を拒むことはできないなどとして,国賠法 1 条 1 項の適用上違法であるとし,慰謝料 10 万円の支払とこれに対する遅延損害金の支払を命じる一部認容判決を言い渡した。

控訴審は,身体の拘束を受けていない段階にあっても,被疑者は,接見交通権に準じて,立会人なく接見する利益を有するのであり,また,接見の相手方である弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者(以下「弁護士等」)も固有の利益として接見の利益を有するのであるから,捜査機関は,刑訴法 198 条 1 項に基づき,被疑者の任意の出頭を求め,これを取り調べるに当たり,被疑者と弁護士等との接見の利益をも十分に尊重しなければならない,と判示した上で,身体の拘束を受けていない被疑者の弁護士等が,任意の取調べを受けている被疑者との間で立会人のない接見の申出をした場合には,速やかにその申出があった事実を被疑者に告げて弁護士等と接見するか任意の取調べを継続するかを捜査機関において確認すべきであって,その事実を告げないまま任意の取調べを継続する捜査機関の措置は,弁護士等であることの実事確認のために必要な時間を要するなど特段の事情がない限り,被疑者の接見の利益を侵害するだけでなく,その弁護士等の固有の接見の利益も侵害するものとして,国賠法 1 条 1 項の適用上違法となると判示した。そして,本件では特段の事情があることを認めることはできないとし,原判決の結論は相当だとして,控訴及び附带控訴のいずれも棄却した。

(公法)

【19】最二小令和 4 年 2 月 7 日判決 裁判所 HP

令和 3 年(行ツ)第 73 号 非認定処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/902/090902_hanrei.pdf

あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律 19 条 1 項(あん摩マッサージ指圧師のうち視覚障害者以外の者の人数制限,及びそのための部分的に承認制度を採用している規定)は,重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることについての立法府の判断が,その政策的,技術的な裁量の範囲を逸脱し,著しく不合理であることが明白であるということとはできず,憲法 22 条 1 項に違反しない。

【20】最三小令和 4 年 2 月 15 日判決 裁判所 HP

令和 3 年(行ツ)第 54 号 公金支出無効確認等請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/920/090920_hanrei.pdf

大阪市ハイトスピーチへの対処に関する条例(平成 28 年大阪市条例第 1 号)2 条,5 条~10 条による表現の自由の制限は,合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものというべきであり,また,過度に広範であるともいええないことから,憲法 21 条 1 項に違反しない。

【21】広島高判令和 4 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 3 年(ネ)第 77 号 憲法 53 条違憲国家賠償請求控訴事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/090912_hanrei.pdf

本件は,他の衆議院議員 119 名と連名で平成 29 年 6 月 22 日に憲法 53 条後段に基づく臨時会召集決定を要求(本件召集要求)した衆議院議員である控訴人が,被控訴人に対し,内閣を加害公務員として,内閣が合理的期間内に召集を決定すべき義務に違反して本件召集要求後 98 日が経過するまで臨時会の召集を怠る加害行為(本件懈怠)をしたことによって,国会議員の権能行使を侵害されたと主張して,国家賠償法(国賠法)1 条 1 項に基づき,慰謝料等 110 万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

裁判所は,憲法 53 条後段に基づく臨時会召集要求権は,実質的に国会と内閣という機関相互間の権限の問題であり,これに参加した各個別の国会議員が,召集要求自体において,公益を離れ,あるいは公益に解消されない憲法上保障され又は保護されている権利利益(主観的利益である国賠法上保護される権利利益)を有しない,として,請求を棄却した原判決を支持した。

【22】高松高判令和 4 年 2 月 1 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/909/090909_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日に行われた衆議院(小選挙区)議員選挙の徳島県第 1 区及び第 2 区,香川県第 1 区~第 3 区,愛媛県第 1 区~第 4 区並びに高知県第 1 区及び第 2 区の各選挙無効が争われた事案である。

高松高裁は,「2.079 倍であって 2 倍を超えており,しかも,最少の選挙区との較差が 2 倍以上になる選挙区が 29 選挙区も存在したというのであるから,憲法の投票価値の平等の要求に反する状態,すなわち違憲状態にあったと認めるのが相当」と判示したが,他方で「本件選挙までの間に更に本件選挙区割りの改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず,本件選挙区割りが憲法に違反するに至っていたということとはできない。」として,原告らの請求を棄却した。

【23】仙台高判令和 4 年 2 月 8 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/090926_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日に行われた衆議院(小選挙区)議員選挙の宮城県第 1 区から第 6 区まで、福島県第 1 区から第 5 区まで、山形県第 1 区から第 3 区まで、岩手県第 1 区から第 3 区まで及び青森県第 1 区から第 3 区までの各選挙無効が争われた事案である。

仙台高裁は、「平成 29 年選挙時におけるのと同様に、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできない。」と判示した。

【24】広島高判令和 4 年 2 月 10 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/090928_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日に行われた衆議院(小選挙区)議員選挙の岡山県第 1 区ないし第 5 区における選挙無効が争われた事案である。広島高裁岡山支部は、「本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとまでいうことはできない」と判示した。

【25】東京地判令和元年 11 月 15 日 判例時報 2502 号 68 頁

平成 30 年(行ウ)第 30 号 措置命令取消請求事件(棄却(控訴(控訴棄却)))

消費者庁長官が X の運営する商品販売用ウェブサイトにおいて、5 種類の商品について、それぞれ製造事業者が商品管理上便宜的に定めていた価格(参考上代)等を「参考価格」として見え消しにした状態で併記し、実際の販売価格が「参考価格」に比して安いかのように表示し、景表法 5 条 2 号の有利誤認表示をしたとして、X に対し景表法 7 条 1 項の規定に基づく命令をしたことについて、X が Y(国)に対し、本件措置命令の取り消しを求めた事案。

本判決は、X が表示内容の決定に関与した事業者であると事実認定した上で、本件表示をした事業者に該当することを認め、「参考価格」は、公正取引委員会の「不当な価格表示についての景品表示法の考え方(平成 12 年 6 月 30 日)」の判断基準に照らし、一般消費者に販売価格が安いと誤認を与え、不当表示に該当するものと認めるのが相当であるとした。

【26】福岡地判令和 2 年 6 月 15 日 判例タイムズ 1491 号 203 頁

平成 28 年(ワ)第 1123 号,平成 28 年(ワ)第 2893 号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件(請求棄却,控訴(後控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/517/089517_hanrei.pdf

原告らは、マイナンバー法に基づくマイナンバーの収集、保管、利用及び提供等の制度はプライバシー権(自己情報コントロール権)等を侵害し憲法 13 条に違反するとして、被告(国)に対し、①プライバシー権に基づく妨害排除又は妨害予防としてマイナンバーの収集等の差止め及び被告が保有している原告らのマイナンバーの削除、及び②国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を憲法 13 条により保障されているが、原告らの主張する自己情報コントロール権は内容が明確ではなく具体的な内容を有する権利として保障されているとはいえないとした上で、マイナンバー制度で取り扱われる個人情報のみだりに第三者に開示されたくないとする情報も含まれており、漏洩や目的外使用の場合にプライバシー権が侵害される危険性はあるが、マイナンバーの利用事務や特定個人情報の提供には法令上の根拠があり、行政分野における公正な給付と負担の確保や国民の利便性向上等の目的は正当であり、法制度上及びシステム上の個人情報保護措置が講じられていることに照らせば、上記のような具体的な危険があるとはいえず、憲法 13 条により保障された自由を侵害するものではないとして請求を棄却した。

【27】東京地判令和 2 年 10 月 5 日 判例タイムズ 1491 号 137 頁

平成 31 年(行ウ)第 145 号 元号制定差止請求事件(訴え却下,控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/174/090174_hanrei.pdf

×らは,元号の制定は憲法 13 条が保障する人格権を侵害する等として,(1)行政事件訴訟法 3 条 7 項の差止め
の訴えとして元号法の定めに基づき元号を改める政令の制定行為の差止め,(2)同条 4 項の無効等確認の
訴えとして元号を「令和」に定める政令の制定行為及び元号法の施行に際して法務省民事局長が法務局長らに
宛てて発した通達「元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」の発出行為がいずれも無効であることの
確認を求めた。差止めや無効等確認の対象となるのは行政処分(公権力の主体である国又は地方公共団体が
行う行為のうち,その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認めら
れているもの)に限られるところ,本判決は,(1)本件政令は元号を改めるというものにすぎず,元号法も元号は
政令で定めること及び元号は皇位の継承があった場合に限り改めることを定めるものにすぎないので,行政処
分にあらず,本件差止めの訴えが今後令和に続くあらゆる元号の制定行為の差止めを求めるものと解したと
しても処分性がないことは変わらない,(2)本件通達は国民に対し元号の使用を義務付けるものではなく,行政
組織内部における命令にすぎないので,一般国民が直接拘束されるものではなく,行政処分にあたらないとし,
訴えを却下した。

【28】宇都宮地判令和 3 年 3 月 3 日 判例時報 2501 号 73 頁

平成 30 年(ワ)第 410 号 国家賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

児童相談所(児相)の所長が,夫婦(原告ら)の子である A を一時保護し,児童養護施設に入所させ,行政指導と
しての面会通信制限を継続したことについて,行政指導としての限界を超える違法な面会制限を行ったこと
により重大な精神的苦痛を生じさせたとして,原告らが児相を管轄する県を被告として慰謝料請求した事案。(な
お,訴訟係属中に,児相は母親と A との面会開始を決定し,その後面会する機会を設けている。)

裁判所は,虐待を受けた児童の保護者が行政指導としての面会通信制限に対して不協力・不服従の意思を
表明している場合であっても,当該保護者が受ける不利益と前記行政指導の目的とする公益上の要請とを比較衡
量して,前記行政指導としての面会通信制限に対する当該保護者の不協力が社会通念に照らし客観的にみて
到底是認し難いものといえるような「特段の事情」が存在する場合には,前記面会通信制限を中止せず,
これを継続したとしても,その限度において国賠法 1 条 1 項の適用上「違法」であるとの評価は成り立たないもの
といえるべきであるが,当該保護者において,児相所長に対し,行政指導としての面会通信制限にはもはや協
力できないとの意思を「真摯かつ明確に表明」し,直ちにその中止を求めているものと認められるときは,
前記「特段の事情」が存在するものと認められない限り,前記面会通信制限の措置を継続する児相所長
の対応は,国賠法 1 条 1 項の適用上「違法」の評価を免れないと解するのが相当(最高裁昭和 60 年 7 月 16 日第 3 小法廷判決・民集 39 卷 5 号 989 頁参照。なお,最高裁判決とは事案を異にするが,基礎にある内在的論理は本件事案の判断枠組みを検討するに当たっても妥当するものと解されるので参考判例として引用した旨の付記あり。)と判示した。また,前記意思の「真摯かつ明確な表明」があった場合には,児相所長の指導を継続するか否かに関する裁量権は収縮,後退し,「特段の事情」の存在が認められない限り児相所長は指導を中止する義務があり,「特段の事情」の存否に関しても児相所長には広範な裁量は認められないものといえるべきであると判示した。その上で,相当長期にわたり A に対し身体的虐待を行った父親については,A も面会を拒絶する態度を続けていたことなどを踏まえて「特段の事情」の存在を認め,その請求を棄却した。母親については,「特段の事情」が認められないとして,その面会通信に関する権利又は法的利益を違法に侵害したと認め,弁護士費用を含め 15 万円の支払を命ずる一部認容判決を言い渡した。

(社会法)

【29】東京地判令和 2 年 10 月 1 日 判例時報 2502 号 54 頁

平成 30 年(ワ)第 10238 号 無期転換逃れ地位確認等請求事件(一部棄却,一部却下(控訴))

Y と有期労働契約を締結し雇止めをされた X が,XY 間の労働契約は労契法 19 条 1 号又は 2 号の要件を満たしており,雇止めも理由がないため,従前の労働契約の内容で契約が更新されたと主張して,Y に対し,労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに,雇止め後の賃金の支払いを求めた事案。

本判決は同 1 号に関し,契約期間通算 5 年 10 カ月,更新回数 7 回に及ぶものの毎回契約書が作成される等,更新処理が形骸化していたとは言えないとして同 1 号該当性を否定し,同 2 号に関し,不更新条項の存在に言及しつつも,期待について合理的な理由があるとは認められないとして同 2 号該当性を否定した。

(紹介済み判例)

東京地判令和元年 12 月 10 日 判例タイムズ 1491 号 237 頁

平成 30 年(ワ)第 12635 号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴)

→法務速報 232 号 16 番にて紹介済み

東京地判令和 2 年 1 月 31 日 判例タイムズ 1491 号 228 頁

平成 30 年(ワ)第 29909 号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

→法務速報 237 号 27 番にて紹介済み

東京高判令和 2 年 12 月 10 日 判例時報 2502 号 111 頁

令和元年(う)第 1512 号 殺人被告事件(破棄差戻(上告(上告棄却))

→法務速報 237 号 21 番にて紹介済み

最一判令和 3 年 1 月 18 日 金法 2179 号 65 頁

平成 31 年(受)第 427 号,第 428 号 遺言無効確認請求本訴,死因贈与契約存在確認等請求反訴事件(破棄差戻)

→法務速報 237 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/956/089956_hanrei.pdf

東京地判令和 3 年 1 月 20 日 金法 2179 号 76 頁

令和 2 年(ワ)第 20629 号 財団債権請求事件(請求棄却)

→法務速報 242 号 19 番にて紹介済み

最一判令和 3 年 3 月 11 日 判例時報 2501 号 61 頁

令和元年(行ヒ)第 333 号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 239 号 20 番にて紹介済み

最一判令和 3 年 3 月 25 日 判例時報 2503 号 77 頁

令和 2 年(受)第 753 号・第 754 号 退職金等請求事件(上告棄却)

→法務速報 240 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/180/090180_hanrei.pdf

最二決令和 3 年 4 月 14 日 金法 2179 号 60 頁

令和 2 年(許)第 37 号 訴訟行為の排除を求める申立ての却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 248 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/257/090257_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 5 月 14 日 判例時報 2502 号 9 頁

令和 2 年(行ヒ)第 238 号 住民訴訟による違法確認請求事件(破棄自判)

→法務速報 241 号 17 番にて紹介済み

最一判令和 3 年 5 月 17 日 判例時報 2502 号 17 頁

平成 30 年(受)第 1447・1448・1449・1451・1452 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部破棄自判,一部棄却)

→法務速報 241 号 23 番にて紹介済み

最三判令和 3 年 5 月 25 日 判例時報 2503 号 9 頁

令和 2 年(受)第 170 号・令和 2 年(才)第 135 号 執行判決請求・民訴法 260 条 2 項の申立て事件(一部破棄自判 一部上告棄却)

→法務速報 242 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/090323_hanrei.pdf

最一決令和 3 年 6 月 21 日 金法 2178 号 88 頁

令和 3 年(許)第 7 号 売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 246 号 12 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/418/090418_hanrei.pdf

最大決令和 3 年 6 月 23 日 判例時報 2501 号 3 頁

令和 2 年(ク)第 102 号 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 243 号 1 番にて紹介済み

最二判令和 3 年 7 月 5 日 判例タイムズ 1491 号 16 頁

令和元年(受)第 2052 号 株主総会議事録閲覧謄写請求事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 8 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/461/090461_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)2 月 20 日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

3. 2月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

武内優宏／著 日本加除出版 260頁 3,520円

Q&A孤独死をめぐる法律と実務

実務に役立つ交通事故判例編集委員会／著 古笛恵子／監修 保険毎日新聞社 389頁 4,950円

実務に役立つ交通事故判例 東京地裁民事第27部裁判例から

東京弁護士会弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援プロジェクトチーム／編 ぎょうせい 288頁 3,630円

依頼者の争続を防ぐためのケーススタディ遺言・相続の法律実務

第一東京弁護士会第一倶楽部／編 第一法規 327頁 3,960円

実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ資料・証拠の調査と収集－相続編－

高中正彦 加戸茂樹 市川 充 岸本史子 安藤知史 吉川 愛 寺内康介／著 弘文堂 211頁 2,750円

実務の技法シリーズ9 裁判書類作成・尋問技術のチェックポイント★

仲田誠一 内田邦彦 菊田憲紘 杉江大輔／著 民事法研究会 212頁 2,640円

トラブル相談シリーズ 自転車利活用のトラブル相談Q&A

4. 2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

京野哲也／編著 中川佳男 花房裕志／著 日本加除出版 439頁 4,620円

Q&A若手弁護士からの相談203問 企業法務・自治体・民事編

渡邊新矢 宇佐美善哉／編著 青林書院 300頁 4,400円

Q&A改正独占禁止法実務入門

東京弁護士会法友会／編 ぎょうせい 219頁 3,300円

実践 弁護士業務広告Q&A 規制の理解を踏まえた効果的な顧客訴求★

倉賀野伴明／著 中央経済社 393頁 4,620円

医療機器ビジネスの法律実務

内田清人 石井崇 大東泰雄 藪内俊輔 池田毅／編 青林書院 505頁 6,930円

最新青林法律相談39 下請法の法律相談

川上拓一／編著 清水保彦 互 敦史 濱田 毅 吉田秀康／著 学陽書房 302頁 4,180円

裁判例に見る 交通事故の刑事処分・量刑判断

5. 発刊書籍<解説>

「実務の技法シリーズ9 裁判書類作成・尋問技術のチェックポイント」

裁判書類作成・証拠資料収集・尋問技術について、裁判官の視点を入れて解説されている。極めて実務的な内容で、何が目指すべき良い訴訟活動なのか分かりやすく述べられており、有用な本である。

「実践 弁護士業務広告Q&A 規制の理解を踏まえた効果的な顧客訴求」

弁護士向けに、業務広告について解説されている。基本的な規制の解説や、具体的に問題となりうる宣伝内容などが掲載されている。事務所のHPを管理したりSNSを利用したりする際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。